パラチオン及びパラチオンメチルの概要について

○　用途：殺虫剤（有機リン系）
　農薬として稲、小麦、野菜、果樹等に使用される。

○　国内登録の有無：
　日本において、農薬登録は失効しており、国内での使用は禁止されている。
（パラチオン：昭和 47 年登録失効、パラチオンメチル：昭和 46 年登録失効）
　毒物及び劇物取締法の特定毒物に指定されている。

○　国内外での残留基準設定状況：
　米国、豪州、EU 等で残留基準が設定されている。
　日本においては、主要な農作物に残留基準が設定されているほか、ポジティブリスト制度導入に際して、米国、豪州、EU 等における基準を参考に、暫定基準が設定されている。

○　国内外での評価状況、一日摂取許容量（ADI※1）等：
＜パラチオン＞
　JMPR（国際機関）　　ADI：0.004 mg/kg 体重/日
　　ARfD（急性参照量※2）：0.01 mg/kg 体重/日

※1　ＡＤＩ：毎日一生食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量。
※2　ＡＲｆＤ：24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量。

＜パラチオンメチル＞
　JMPR（国際機関）　　ADI：　0.003mg/kg 体重/日
　　ARfD：0.03 mg/kg 体重/日